

平成21・22年度指名願い申請書の 受付について

- 申請期間：2月2日(月)から2月27日(金)まで
- 申請場所：財政課 管財係（役場 本館2階）
- 有効期間：（県内建設工事業者）
平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間「定期申請」
（県外建設工事業者）
（測量・建設コンサルタント等業務）
（物品等の供給または役務の提供など）
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間「追加申請」
- その他・詳細は、菊陽町ホームページでご確認ください。
・県内建設工事業者で、熊本県に電子申請された場合でも、菊陽町の個別事項審査
がありますので、上記申請期間に「建設工事」の提出書類を提出してください。

指名願い（入札参加資格審査）申請時の提出書類一覧表

番号	提出書類	建設工事	測量 コンサル	物品役務
1	入札参加資格審査申請書	○	○	○
2	委任状（権限委譲を希望する場合）	○	○	○
3	印鑑証明書	○	○	○
4	使用印鑑届	○	○	○
5	営業所一覧表	○	○	○
6	登記事項証明書（法人）身元証明書（個人）	○	○	○
7	納税証明書	○	○	○
8	労災保険支払証明書	○	○	○
9	営業の登録、許可等を証する書類	○	○	△
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○		
11	技術者名簿	○		
12	工事経歴書	○		
13	希望業種表	○		
14	財務諸表類等		○	○
15	技術者経歴書		○	
16	測量等実績調書		○	
17	営業経歴書			○
18	業務実績調書			○
19	切手付返信用封筒・返信用ハガキ（郵送の場合）	○	○	○

※○印は必ず、△印は営業に際し許可が必要なもののみです。
※提出書類一式は、「提出書類一覧表」の番号順に並べ、A4フラットファイル（ファイルの色は、建設工事＝水色、測量・コンサルタント等＝黄色、物品・役務＝桃色とする。）に綴じ、表紙・背表紙に会社名を記入してください。

問い合わせ 財政課 管財係 ☎ 232-2111（内線206）

熊本地方裁判所からのお知らせ

刑事手続きにおける被害者のための新たな制度が始まりました

平成20年12月1日から犯罪被害者等の保護・支援のための新たな制度として、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令制度が始まりました。これらの新しい制度は、どのようなものなのか簡単に紹介します。

●被害者参加制度

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者などが裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加する制度です。

○刑事裁判に参加するとどのようなことができるのでしょうか？

- ・原則として公判に出席することができます。
- ・刑事訴訟法上の検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができます。
- ・一定の要件の下で情状証人や被告人に質問したり、事実または法律の適用について意見を述べたりすることができます。

○弁護士を依頼したいのですがお金がありません（被害者参加人のための国選弁護人制度）

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の援助が受けられるよう、国が弁護士の報酬および費用を負担する制度です。

この制度を利用できるのは、資力（預金・現金等の合計額）が一定の基準額（150万円）に満たない被害者参加人に限られます（ただし、3カ月以内に犯罪行為を原因とした治療費等の費用を支出する見込みがあれば、資力から控除されます）。

●損害賠償命令制度

殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、損害賠償を命じる旨の申し立てをすることができる制度です。

○どのような手続きですか？

被告人に有罪の言い渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われます。この手続きでは、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者などによる被害事実の立証が容易になっています。なお、4回以内で終わらない場合や損害賠償命令申立ての裁判について異議申し立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続きに移行します。

これらの被害者のための諸制度については、次のホームページで紹介しています。

○裁判所における犯罪被害者保護施策（<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>）

○リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」
（http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/hanzai_higai.pdf）

問い合わせ 熊本地方裁判所 ☎ 325-2121

菊陽町夏まつり、さんさんコンサートの充実を目指して

各実行委員会が
反省会開催

菊陽町夏まつりとさんさんコンサートは毎年8月に同日開催されていますが、夏まつりの主催者である「菊陽町夏祭り実行委員会」とさんさんコンサートの主催者である「菊陽町文化の香り高いまちづくり実行委員会」の反省会が昨年それぞれ開催されました。

菊陽町夏まつりは、町民の連帯と交流を深めることを目的に、さんさんコンサートは町民の文化鑑賞の充実と文化創造の発信を目的に開催されていますが、両委員会とも、今回の反省点が出され、今後、より充実したイベントとなるように内容や実施体制などを引き続き検討していくこととしています。

○さんさんコンサートの企画・運営と一緒にやりませんか。

「菊陽町文化の香り高いまちづくり実行委員会」では、さんさんコンサートと一緒に企画・運営していただける委員を募集しています。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

夏まつり
問い合わせ 菊陽町夏まつり実行委員会事務局 菊陽町商工会 ☎ 232-2757
生涯学習課 生涯学習係 ☎ 232-4917
コンサート 問い合わせ 菊陽町文化の香り高いまちづくり実行委員会事務局 総合政策課 ☎ 232-2112